

2021（令和3）年2月22日 第1回口頭弁論

意見陳述

原告 名和豊春

第1回口頭弁論に当たり、私が本訴訟に至った理由について述べさせていただきます。

私は、この裁判で、昨年6月30日に文部科学大臣が行った総長解任処分を取り消してもらおうとともに、その審理を通じて、北大が密室の中で行ない、今なお明らかにしようとしなない解任手続の真相を明らかにしたいと考えます。

私は、2016年12月に行われた、次期総長候補者に対する北大教職員による意向投票で1位になりました。公開質疑を経て、無記名投票で私に寄せられたのは726票で、現職総長の440票を大きく上回りました。

これを受けて、学外委員が半数を占める学長選会議は、私を総長候補者に決定し、文部科学大臣に申し出て、私は第19代総長に任命されました。私は、翌2017年4月に就任し、任期は6年で、2023年3月まででした。

ところが、就任から1年半後の2018年9月29日、総長選考会議の議長と議長代行が、北大の顧問弁護士と一緒に、私の総長室を訪れました。そして、顧問弁護士が、私に、「パワハラに関する公益通報がある。自分が阻止している」と述べ、すぐに総長を辞めるよう迫ったのです。一緒にいた議長及び議長代行は、パワハラに関する録音テープが存在すると言って、私の辞任を求めました。

私は、全く身に覚えがないため、辞任を拒否しました。何よりも不可解だったのは、総長選考会議のメンバーがいつ、どこで話合っ決めてのか、北大の顧問弁護士がどういう権限があって、私への公益通報を止めるのか、私に辞任を迫るのか、なぜ事前に何の話もなく辞任要求されるのか、ということでした。

本件の総長解任劇は、ここから始まりました。

11月6日、総長選考会議は、調査委員会を設置しました。人選を含め設置の経緯が不明朗なうえ、調査委員会の3人の弁護士は、私に対する事情聴取を一切行ないま

せんでした。それどころか、何を非違行為だとして事実調査しているのか、非違行為でないならば何を問題にしているのかを、私に知らせず、私は何を説明したらよいのか、何を反論したらよいのか、全く分からない有様でした。

調査委員会が集めた資料に対しても、私が直接見て検討することもできませんでした。こんなことがあってよいのでしょうか。

総長選考会議は「パワハラありき、解任ありき」で、違法ともいえる解任手続を強行したと言わざるをえません。このことは、2018年12月8日に、私が総長選考会議議長に辞職願を提出したときに、総長選考会議を開いて審議することも、辞任の手続を進めることもせず、これを握りつぶしたことから明らかです。

振り返ってみますと、私が総長に就任して半年を過ぎた頃から、総長室や総長車の中で秘密裏のうち会話を録音する等、意識的に証拠作りを行っていました。

そして、私に辞任を迫ってからは、今度はひたすら資料を秘匿して私に公開しませんでした。

当時の私の代理人弁護士は、再三、その違法不当性を指摘していました。文科省へ、北大のやり方を是正させるよう上申も行ないましたが、文科省はこれを黙殺しました。このとき、私は、総長選考会議は、私を総長に選出した民主的な手続とは全く反対に、文科省のお墨付きで、解任手続を徹底して秘密裏に進めようとしているのではないかと強い疑念を抱きました。

調査委員会が設置されて以降、北大は、厳しい「かん口令」を敷き、学内外の方々から私に対して「何が起きているのか」との問い合わせが相次ぎました。私がこれに答えて学内にメールで情報を発信すると、北大から私に止めるよう警告され、学内の構成員の方々に十分な情報を伝えることが出来ませんでした。

こうして、総長選考会議は、本件に関する情報や経緯を開示せず、大学運営の中心的な機関である役員会、教育研究評議会、経営協議会、監事は沈黙を余儀なくされました。また、私を民主的な手続で学長に選出した大学構成員が、本解任劇について、何ら具体的な情報を得ることなく、その結果、意見を述べたり、議論したりする機会を全く奪われた中で、私の解任が強行されたのです。

これは、私個人の権利や利益の問題をはるかに超えて、北大の自由と民主主義の伝統、学長を含む教員人事全体の透明性や大学の自治に関わる、重大な問題です。また、最近の報道を見て、この問題は、北大だけでなく、今日全国の多くの大学、大学人の共通する問題となっており、見過ごす訳にはいかないと考えるに至りました。

このような中で、私の総長解任に疑問を持ち、あるいは関心を持たれた北大関係者や市民の方々が、昨年12月、大先輩である丹保憲仁元北大総長を筆頭に「北大のクライシスを憂う市民の会」を立ち上げられました。その目的には、「2020年6月文科大臣による総長解任に対して、北海道大学における大学の自治及び教育研究への危機を共有し、立場の違いを超えて、総長解任に関わる訴訟を支援し、訴訟を通じて収集、解明される情報の発信を行なう」と掲げられております。

私は、このような励ましと支援に支えられて、裁判に向かう決意をしました。

最後に、「パワハラ」による解任という世間の誤解について述べておきたいと思えます。これは、私の名誉の回復であるとともに、家族や、私が愛してやまない北大とその関係者の名誉を取り戻すことでもあります。

一部マスコミが、私が「パワハラ」が理由で解任されたと報道したため、今でも世間には誤った認識が独り歩きしております。

しかし、総長選考会議は「パワハラ」を認定していませんし、文科省も記者会見で「パワハラという認定はしていない」と明言しています。

ところが、北大は、今日まで、誤った報道への訂正もなければ、コメントを出すこともありません。北大は、北大の名誉のためにも、正しい情報を発信すべきです。

「教育は国家の大計」なりです。有望な人材無くして国は成り立ちません。広く社会に開かれた民主主義なくして、「学問の府」大学の発展はありません。

裁判官には、賢明なご判断をお願い申し上げ、私の陳述といたします。

以上